

特別養護老人ホーム清風苑（短期入所）利用料金表

令和6年8月1日料金改定

（介護予防）短期入所生活介護（1日あたり）

【介護保険適用分】：単位数

①基本料金（1日あたり）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位 （多床室・従来型個室）	451	561	603	672	745	815	884
連続31日以上	442	548	573	642	715	785	854

②加算料金（該当する項目について加算されます）

加算区分	加算割合または単位数		該当項目	
	要支援	要介護		
生活相談員配置等加算	1 3	—		
生活機能向上連携加算	(I)	3ヶ月毎に月100		
生活機能向上連携加算	(II)	月200・月100		
機能訓練体制加算		1 2		
個別機能訓練加算		5 6		
看護体制（I）	—	4	○	
看護体制（II）	—	8	○	
看護体制（III）	—	1 2		
看護体制（IV）	—	2 3		
医療連携強化加算	—	5 8		
看取り連携体制加算	—	6 4	○	
夜勤職員配置加算（I）	—	1 3	○	
夜勤職員配置加算（III）	—	1 5		
認知症行動・心理症状緊急対応加算		7日間まで200	○	
若年性認知症利用者受入加算		1 2 0	○	
利用者送迎加算（片道）		1 8 4	○	
緊急短期入所受入加算	—	7（14）日間まで90	○	
口腔連携強化加算		月50		
療養食加算		回8	○	
在宅中重度受入加算	（1）看護体制I・IIIを算定している場合	—	4 2 1	
	（2）看護体制II・IVを算定している場合	—	4 1 7	
	（1）（2）いずれも算定している場合	—	4 1 3	○
	看護体制加算を算定していない場合	—	4 2 5	

認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3	
	(Ⅱ)	4	
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	月100	
	(Ⅱ)	月10	○
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22	
	(Ⅱ)	18	
	(Ⅲ)	6	○
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	月所定単位数×140/1000	○
	(Ⅱ)	月所定単位数×136/1000	
	(Ⅲ)	月所定単位数×113/1000	
	(Ⅳ)	月所定単位数×90/1000	

・「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外項目です。

③減算事項

減算事項	減算割合または単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	$\frac{97}{100}$
利用者の数が入所定員を超える又は介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	$\frac{70}{100}$
身体拘束廃止未実施減算 (令和7年4月1日から適用)	$\frac{-10}{100}$
高齢者虐待防止措置未実施減算	$\frac{-1}{100}$
業務継続計画未策定減算	$\frac{-1}{100}$
共生型短期入所生活介護を行う場合	$\frac{92}{100}$
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 (要介護1～5の方)	-30単位

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分（7級地）として1017/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員等処遇改善加算を除く合計を2倍（3倍）にした数に、介護職員等処遇改善加算率を個別にかけて地域区分（7級地）として1017/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証（1～3割）にてご確認ください。

【保険適用外】：円

食費	第4段階 1,870 第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300
滞在費（従来型個室）	第4段階 1,231 第3段階② 880 第3段階① 880 第2段階 480、第1段階 380
滞在費（多床室）	第4段階 915 第3段階② 430 第3段階① 430 第2段階 430 第1段階 0
日用品費	130
預かり金品管理費	60
持込電気製品電気代	60（1品あたり）
行事参加費	1回 200～500（外出、施設内行事等参加ごと）
その他費用	医療費、理美容費、私物や嗜好品の購入、提供食以外の希望食等については実費負担となります。

※滞在費・食費については、収入によって減免の措置が受けられる場合があります。

※費用基準額は下記のとおりです

負担段階	主な対象者		食費	滞在費	
				従来型 個室	多床室
第1 段階	・生活保護受給者	預貯金額要件なし	300	380	0
	・世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円 以下			
第2 段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円以下	かつ、預貯金等が 単身で650万円 夫婦で1,650万円 以下	600	480	430
第3 段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が 単身で550万円 夫婦で1,550万円 以下	1,000	880	430
第3 段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）120万円超	かつ、預貯金等が 単身で500万円 夫婦で1,500万円 以下	1,300	880	430
第4 段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		1,870	1,231	915

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額